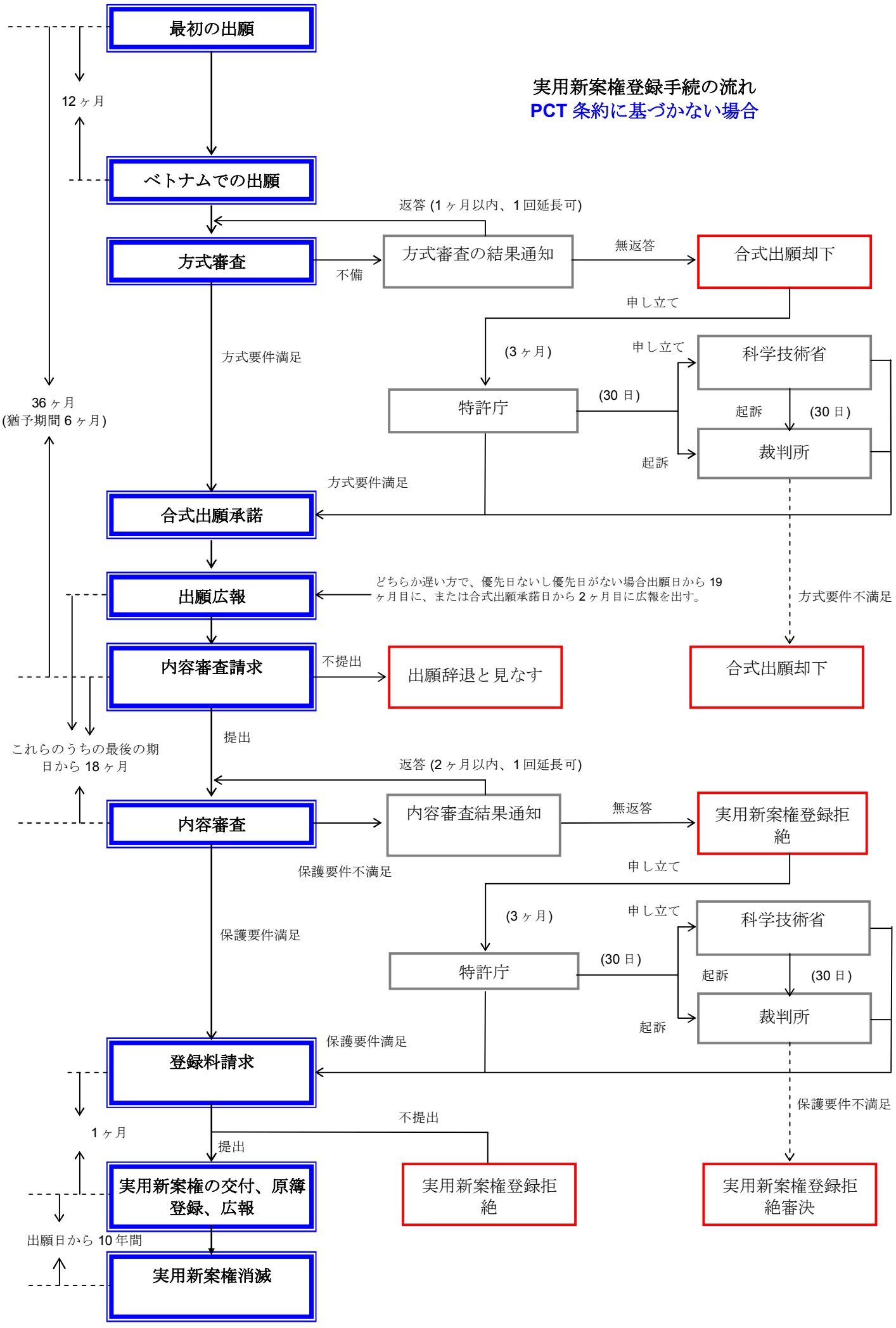
実用新案権登録手続の流れ
PCT 条約に基づかない場合
最初の出願
12ヶ月
ベトナムでの出願
返答 (1ヶ月以内、1回延長可)
方式審査
不備
方式審査の結果通知
無返答
合式出願却下
申し立て
(3ヶ月)
申し立て
科学技術省
特許庁
(30日)
起訴
(30日)
裁判所
起訴
方式要件満足
36ヶ月
(猶予期間6ヶ月)
方式要件満足
合式出願承諾
出願広報
どちらか遅い方で、優先日ないし優先日がない場合出願日から19ヶ月目に、または合式出願承諾日から2ヶ月目に広報を出す。
方式要件不満足
内容審査請求
不提出
出願辞退と見なす
合式出願却下
提出
これらのうちの最後の期日から18ヶ月
返答 (2ヶ月以内、1回延長可)
内容審査
内容審査結果通知
無返答
実用新案権登録拒絶
保護要件不満足
申し立て
(3ヶ月)
申し立て
科学技術省
特許庁
(30日)
起訴
(30日)
裁判所
起訴
保護要件満足
保護要件満足
登録料請求
保護要件不満足
1ヶ月
不提出
提出
実用新案権の交付、原簿登録、広報
実用新案権登録拒絶
実用新案権登録拒絶審決
出願日から10年間
実用新案権消滅